# 大学等連携推進法人の認定等に関する申請の手引き

# 文部科学省高等教育局

この手引きは、令和3年2月26日現在のものです。 使用に際しては、下記にて最新版の有無を御確認ください。

https://www.mext.go.jp/a\_menu/koutou/daigakurenkei/index.html

# 目 次

Ι	制	度	の	趣	旨	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
п	大	学	等	連	携	推	進	法	人	の	認	定	申	請	の	手	続	-								•	•		•			1
Ш	大	学	等	連	携	推	進	法	人	の	認	定	後	に	必	要	な	手	続								•		•			3
IV	そ	の	他																								•		•			5
大学	:等	連	携	推:	進	法	人	の	認	定	申	請	に	係	る	申	請	書	等	_	覧						•		•			6
大学	等	連	携	推:	進	法	人	の	認	定	等	に	係	る	申	請	書	等	に	関	す	る	記	入	要	項	•		•			7
別添	: (	定	款	例	) •				• •	• .			<b>.</b> .		• ,									•	• •	• .	•	•				13
大学	坐	浦	堆	堆.	淮	法	,	ው	钢	完	由	謣	1-	伛	ス	由	謣	聿	笙	(	榚	<del>;</del> †	) -				•	•				24

# I 制度の趣旨

18 歳人口の減少やグローバル化の進展など高等教育を取り巻く環境が大きく変化する中、大学は、多様化する学修者のニーズや社会からの要請に応えていかなければなりません。このためには、各大学が個々で取り組むだけではなく、自らの強みや特色を生かしつつ、一定の地域や特定分野において、幅広く他の大学や地方公共団体、産業界などと連携、協力して教育研究活動等に取り組んでいくことが効果的であり、大学間の連携を促進し、より強固なものにしていくことが求められています。

このため、大学間の連携を推進し、質の高い高等教育を実現するための新たな制度を創設しました。当該制度は、基準に適合した一般社団法人について、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定するものです。

また、当該制度の下では、複数大学を設置する法人が一定の要件を満たす場合と同様に、大学等連携推進法人に参加する大学間での連携開設科目の開設や、共同教育課程を設ける場合の各大学の最低修得単位数の引き下げを内容とする教学上の特例が認められています。

※ 具体的な制度設計の内容については、「大学設置基準等の一部を改正する省令(令和3年文部 科学省令第9号)」、「大学等連携推進法人の認定等に関する規程(令和3年文部科学省告示第17 号)」(以下「認定規程」という。)、「大学設置基準第19条の2第3項の連携開設科目を開設する 大学が協議すべき事項について定める件(令和3年文部科学省告示第19号)」及び「大学設置基 準等の一部を改正する省令等の施行等について(令和3年2月26日2文科高第1070号文部科学 省高等教育局長通知)」(以下「施行通知」という。)等を参照してください。

# Ⅱ 大学等連携推進法人の認定申請の手続

#### (1) 申請の主体

大学等連携推進法人の認定申請を行うことができる主体は、大学等連携推進 業務を行うことを主たる目的とする「一般社団法人」です。当該一般社団法人の 社員である大学の設置者が申請することはできません。

#### (2) 事務相談

本制度に関して、文部科学省において随時事務相談を行いますので、本件担当まで御連絡ください。

また、大学等連携推進法人の認定申請に向けて、一般社団法人の設立を検討する場合にも適宜対応しますので、御相談ください。

#### (3) 申請から認定までの流れ

大学間の教育研究活動等の連携の推進を目的とする一般社団法人が、大学等

連携推進法人としての認定を希望する場合は、文部科学大臣への申請が必要です。

① 既に一般社団法人を設立している場合は、認定規程、施行通知及び本手引きの内容を踏まえ、適宜定款を改定するとともに、申請書及び必要な書類(以下「申請書等」という。)を作成します。

また、これから一般社団法人の設立を予定している場合は、認定規程、施行通知及び本手引きの内容を踏まえるとともに、別添の定款例を参考にして一般社団法人を設立した上で、申請書等を作成することになります。

なお、申請書等は、別添の様式によるものとなりますが、特に定めのない書類は任意の様式で作成してください。(申請書等の記入要項は7頁以降を参照)

② 各一般社団法人において申請書等を作成し、例えば、社員総会や理事会の承認を得るなど、当該法人において最終意思確認の手続を経た上で、文部科学大臣へ申請してください。

#### 【申請方法】

認定規程第4条に基づく必要な申請書等を下記提出先に電子メールにて提出してください。その際、電子メールの件名を「大学等連携推進法人の認定申請」とし、6頁に示す提出書類の順に一つの PDF 形式にまとめて添付してください。

やむを得ず電子メールを使用できない場合には、申請書等の正本1部及び副本(複写可)3部を下記の住所まで郵送ください。その際、封筒に朱書きで「大学等連携推進法人の認定申請」と記載してください。

なお、インターネットの利用により当該書類を公表している場合には、 申請書に当該書類を公表しているホームページアドレスを記載すること で添付を省略することができます。

#### 【提出先】

文部科学省高等教育局高等教育企画課高等教育政策室 宛

E-mail: daigakurenkei@mext.go.jp

住所:〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

③ 申請のあった一般社団法人から提出された申請書等に基づき、文部科学省 において大学等連携推進法人の認定の基準適合について審査します。

なお、受付後に、申請書等の記載事項に不備がある場合、申請書等に必要な

書類が添付されていない場合等、申請の形式上の要件に適合しないことが判明したときは、文部科学省から、当該申請の補正を求めることがあります。

この他、申請書等の記載内容が不明・不十分で審査困難な場合等には、文部 科学省から、必要に応じて、資料の追加や申請書等の差替えを求める場合があ ります。

④ 基準に適合した一般社団法人に対しては、文部科学大臣が大学等連携推進法人として認定を行い、インターネットの利用その他の適切な方法により公示します。なお、申請のあった一般社団法人に対しては審査の結果をお知らせします。

## (4) 申請受付期間と認定時期

令和2年度については、制度創設初年度であり、一般社団法人の検討等にも 配慮し、特別に申請受付期間を設けて対応します。

なお、令和3年度以降については、認定時期に応じて年3回の申請受付期間 を設けて対応します。

#### 【令和2年度限り】

申請受付期間	認定時期		
令和3年3月12日(金)まで	令和3年3月末		

#### 【令和3年度以降】

申請受付期間	認定時期			
4月~ 5月	7月			
8月~ 9月	1 1 月			
12月~ 1月	3 月			

- ※認定時期に応じて年3回の申請受付期間を設けています。
- ※申請書類等は、原則受付期間の末日までに提出してください。

# Ⅲ 大学等連携推進法人の認定後に必要な手続

#### (1)変更等の届出

① 申請した事項に変更があった場合

大学等連携推進法人の認定を受けた後、申請した事項に変更があった場合には、遅滞なく、文部科学大臣に届け出なければなりません。

#### ② 法人を解散する場合

大学等連携推進法人として認定を受けた一般社団法人を解散する場合には、

遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければなりません。

#### ③ その他

大学等連携推進法人の認定を受けた一般社団法人が、公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する公益認定の取消しを受けた場合には、遅滞なく、そ の旨を文部科学大臣に届け出なければなりません。

#### ④ 届出の方法等

変更等の届出がある場合は、以下のとおり届出してください。

#### 【届出方法】

認定規程第6条に基づき、必要な書類等(PDF形式)を上記提出先に電子メールにて提出してください。その際、メールの件名を「大学等連携推進法人に係る変更届」としてください。

やむを得ず電子メールを使用できない場合は、必要な書類等の正本 1 部及び副本(複写可) 3 部を上記の住所まで郵送ください。その際、封筒に 朱書きで「大学等連携推進法人に係る変更届」と記載してください。

#### (2) 事業報告等

大学等連携推進法人は、毎事業年度終了後3月以内に、当該事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書(附属明細書を含む)、監事の監査報告書を作成し、文部科学大臣に提出するとともに、5年間ホームページ等で公表しなければなりません。

また、文部科学省において、大学等連携推進法人の円滑な業務の実施に関して必要がある場合は、当該大学等連携推進法人に対して報告又は資料の提出を求める場合がありますので、御協力をお願いします。

#### 【提出方法】

認定規則第7条に基づき、必要な書類等(PDF形式)を上記提出先に電子メールにて提出してください。この際、電子メールの件名を「大学等連携推進法人の事業報告書等」としてください。

やむを得ず電子メールを使用できない場合は、必要な書類等の正本1部及び副本(複写可)3部を上記の住所まで郵送ください。この際、封筒に 朱書きで「大学等連携推進法人の事業報告書等」と記載してください。

なお、インターネットの利用により当該書類を公表している場合には、 公表しているホームページアドレスを記載した書類の提出をもって当該 書類の提出に代えることができます。

# (3) 認定の取消し

#### ① 法人を解散する場合

大学等連携推進法人の認定を受けた一般社団法人が解散する場合には、文部 科学大臣への届出をもって、大学等連携推進法人の認定を取り消します。(上記 (1)②参照)

#### ② 大学等連携推進法人が認定の取消しを申請する場合

大学等連携推進法人から認定の取消しの申請があった場合には、大学等連携 推進法人の認定を取り消します。

#### 【申請方法】

大学等連携推進法人の認定の取消申請書(PDF形式)を上記提出先に電子メールにて提出してください。この際、電子メールの件名を「大学等連携推進法人の認定取消申請」としてください。

やむを得ず電子メールを使用できない場合は、大学等連携推進法人の認定取消申請書の正本1部及び副本(複写可)3部を上記の住所まで郵送ください。この際、封筒に朱書きで「大学等連携推進法人の認定の取消申請」と記載してください。

#### ③ その他

大学等連携推進法人が、認定の基準に適合しなくなったときなどに該当する場合は、文部科学大臣は、大学等連携推進法人の認定を取り消すことができます。このような場合は、当該大学等連携推進法人にあらかじめその旨を通知し、期限を定めて、必要な措置をとるための勧告を行います。

## Ⅳ その他

文部科学省において、大学等連携推進法人の活動状況等について広く情報発信を行うため、文部科学省ホームページに各法人の情報(各法人のホームページ URL等)を掲載するものとします。つきましては、各法人におかれても、学生、地域社会、産業界等に対して広く情報提供を行うようお願いします。

#### 【大学等連携推進法人に関するホームページ】

https://www.mext.go.jp/a\_menu/koutou/daigakurenkei/index.html

#### 【本件担当】

文部科学省高等教育局高等教育企画課高等教育政策室

電話:03-5253-4111(内線3772)

E-mail: daigakurenkei@mext.go.jp

# 大学等連携推進法人の認定申請に係る申請書等一覧

大学等連携推進法人の認定を希望する場合は、以下の申請書等を提出してください。 申請書等の様式については、文部科学省ホームページに掲載しますので、確認の上、 ダウンロードして申請してください。

	提出書類	確認欄
1	申請書【様式 1】	
2	定款	
3	登記事項証明書	
4	社員の氏名又は名称及び住所を記載した書類【様式3】	
<b>⑤</b>	役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類【様式4】	
6	事業計画書【様式12】	
7	収支予算書	
8	前事業年度末日(設立日)の貸借対照表	
9	大学等連携推進方針【様式 2】	
10	その他認定規程第3条各号に掲げる基準に適合することを証する 書類【様式5・6】	

#### (注)

- ① 申請書には、押印不要です。
- ② 定款の写しを提出してください。(原本証明は不要です。)
- ③ 登記事項証明書は、最新の履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写しを提出してください。
- ⑥⑦ 事業計画書及び収支予算書は、申請受付期間が4月~5月及び8月~9月の場合は当該事業年度に係るものを、12月~1月の場合は翌事業年度に係るものを提出してください(例えば、令和3年12月に申請する場合は、令和4年4月から令和5年3月までの事業年度に係るものになります)。また、収支予算書は任意様式です。

# 大学等連携推進法人の認定等に係る申請書等に関する記入要項

## 【様式1(申請書)】

- 和暦で申請年月日を記載してください。
- 〇 一般社団法人の名称には、「一般社団法人〇〇」と正式名称を記載してください。
- 〇 代表者印の押印は不要です。
- 一般社団法人のホームページアドレスを記載してください。
- O 提出書類の添付の有無及び公表しているホームページアドレスを記載してください。
- 担当者の氏名及び連絡先(電話番号、eメールアドレス)を記載してください。

# 【様式2(大学等連携推進方針)】

- 和暦で策定年月日を記載してください。
- 大学等連携推進方針は公表するものになりますので、一般社団法人及び社員となる2以上の大学の設置者及びそれぞれが設置する大学等のステークホルダーを含めて広く社会一般に分かりやすい内容とすることが望まれます。
- 各欄について、字数の制限はありませんが、簡潔に分かりやすく作成することが 望まれます。
- 〇 「1.大学を設置する社員の名称及びその法人が設置する大学名」欄には、以下のように大学を設置する法人名と大学名を記載してください。
  - (例) 学校法人○○(○○大学、○○短期大学)
- 〇 「2.参加大学の教育研究活動等に関する連携の推進を図る意義に関する事項」欄には、定款に定める目的等に基づき、当該大学間が教育研究活動等に関する連携の推進を図る意義について記載してください。
  - (例)○○の人材育成を強化、○○地域の高等教育の充実 等
- 〇 「3.参加大学における教育研究活動等に関する連携の内容及びその目標」欄には、参加大学が、教育研究活動等に関してどのような連携を行うのかについて、その内容及び目標について記載してください。
  - (例)教育資源の有効活用により、○○を実施することで○○の高度専門職業人材 を育成し、○○地域のイノベーション創出に寄与する 等
- 3の(連携開設科目を開設及び実施する場合)には、参加大学における連携開設科目の内容及び目標、参加大学の役割分担について記載してください。例えば、対象となる学問領域や教育課程の内容や取組の目標について記載するとともに、参加大学間で連携開設科目を開設・実施するためにどのような協議の場を設けているかを記載してください。また、その内容に基づく参加大学の役割分担について記載してください。この際、具体的な連携開設科目の名称や科目概要の記載まで求めるものではありません。

- (例)○○分野、教養教育を対象に実施し、○○の人材育成を強化する。大学間で ○○が参画する委員会で協議する。○○大学は、○○の強みを活かして、○○ 分野における教育を担う。 等
- 〇 3の(共同教育課程を編成及び実施する場合)には、上記の(連携開設科目を開設 及び実施する場合)に準じて記載してください。
- 〇 「4. 一般社団法人が行う大学等連携推進業務に関する事項」欄には、定款に定める事業等に基づき、一般社団法人としてどのような大学等連携推進業務を行うのかについて、その事項について記載してください。
  - (例) 学生教育の充実に関すること、教育資源の有効活用に関すること、教職員の 研修に関すること、連携事業に関する事務の管理 等
- 〇 「5.大学の設置者以外の社員が実施する参加大学の教育研究活動等に関する連携の推進に関する事項」欄には、大学の設置者以外の社員がいる場合、その社員の名称を記載するとともに、当該社員が連携を進めるために取り組む内容について記載してください。
  - (例)○○(地方公共団体)が連携事業のコーディネートを担う、○○が地域人材 のニーズ調査を実施する、地域課題解決に向けた財政支援を行う 等

## 【様式3(社員の氏名又は名称及び住所を記載した書類)】

- 大学の設置者が社員となりますので、大学名は記載しないでください。
- 〇 大学の設置者以外の者(高等専門学校の設置者、国立研究開発法人、地方公共団体、産業界等の法人又は個人)を社員に含むことができます。
- 欄が不足する場合は適宜追加して作成してください。

#### 【様式4(役員の氏名、生年月日及び住所等を記載した書類)】

- 〇 「生年月日」欄には、和暦で記載してください。
- 〇 「所属・役職名」欄には、当該理事・監事が所属する法人名・団体名等とその役職名を記載してください。なお、所属・役職が複数ある場合は、主たるものを記載してください。
- 〇 理事のうち代表理事である者にチェックを入れてください。
- 欄が不足する場合は適宜追加して作成してください。

#### 【様式5(認定規程第3条各号に掲げる基準に適合することを証する書類)】

- 1. 大学等連携推進業務を行うことを主たる目的としていること。(第2号及び 第5号)
- 事業比率の算出式は以下のとおりです。
- 本申請時には事業計画書や収支予算書等を用いて見込みとして算出したものを記

載してください。(小数点第一位を四捨五入)

大学等連携推進業務費用(※1)

事業比率 =

大学等連携推進業務費用(※1)+その他業務費用+法人運営費用(※2)

(※1) 大学等連携推進業務の実施に必要な管理運営費用を含む (※2) 法人運営費用には、光熱水費、租税公課、法人運営に係る顧問契約などを含む

# 2. 大学等連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有する こと。(第3号)

- 〇 「財務基盤の明確化」欄には、財務状態や今後の財務の見通しについて記載してく ださい。
- 〇 「経理処理・財産管理の適正性」欄には、財務の管理・運用に関する役員の適切な 関与状況や、開示情報や監督庁への提出書類の基礎として必要な会計帳簿の備え付 けについて記載してください。
- 「技術的能力」欄には、業務実施のための体制整備等について記載してください。

# 3. 社員等に対し特別の利益を与えないこと。(第4号)

- 〇 「施設の利用」欄には、社員等(認定規程第3条第4号に規定する者をいう。以下 同じ。)が当該一般社団法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記 載してください。
- 〇 「金銭の貸付け」欄には、当該一般社団法人が社員等に金銭を貸し付けている場合 に、その貸付けの内容を記載してください。
- 〇 「資産の譲渡」欄には、当該一般社団法人が社員等に資産を譲渡した場合に、その 譲渡の内容を記載してください。
- 〇 「給与の支給」欄には、当該一般社団法人が社員等に対して支給している給与について、その支給内容を記載してください。
- 〇 「その他財産の運用及び事業の運営」欄には、当該一般社団法人について、社員等からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載してください。
- 「特別の利益の有無」欄には、その内容が社会通念に照らして合理性を欠く不相当 な利益の供与である場合は「有」に、そうでない場合は「無」に○を付してください。

# 4. 社員の構成等(第8号、第9号)

〇 「大学名等」欄には、大学・短期大学の名称を記載してください。同一の設置者内に複数の大学が設置されている場合も同一欄に記載してください。また、その他の 社員の場合は空欄としてください。

- 欄が不足する場合は適宜追加して作成してください。
- 5. 各役員の親族等の割合が役員総数の3分の1を超えないこと。(第12号イ)
- ②欄の人数は、以下の合計人数を記載してください。
  - (1) 当該役員、配偶者及び三親等内の親族
  - (2) 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - (3) 当該役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - (4)(2)又は(3)に掲げる者の三親等内の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- 6. 認定規程第3条12号ロ、第13号イ及び口のいずれにも該当しないこと。
- 「事実の有無」欄には、該当するものに○を付してください。
- 〇 これらの証明に当たっては、代表理事による表明・確約書(様式 6)を添付してください。

## 【様式6 (表明・確約書)】

- 作成日を和暦で記載してください。
- O 表明・確認書の作成に当たっては、代表理事が法人の全ての役員及び社員に対して事実関係を確認してください。
- O 確認したことを証するため、別添に基づき、社員、理事及び監事ごとに確認のうえ、「該当の有無」欄には、(有)又は(無)のいずれかを記載するとともに、確認日を和暦で記載してください。

# 【様式7 (大学等連携推進法人に係る変更届)】

- 和暦で届出年月日を記載してください。
- 〇 「変更内容」及び「変更理由」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
- 〇 届出事由が複数ある場合は、「変更内容」及び「変更理由」欄において、どの事由 に該当するか分かるように記載してください。
- 変更届には、以下の書類を添付してください。
  - 変更後の定款(3 大学等連携推進方針の変更の場合を除く。)
  - 変更後の大学等連携推進方針
  - 変更内容に該当する申請時に提出した書類等を変更したもの
- 〇 インターネットの利用により当該書類を公表している場合には、変更届に当該書類を公表しているホームページアドレスを記載することで添付を省略することができます。

#### 【様式8 (大学等連携推進法人の解散について (届出))】

- O 和暦で届出年月日を記載してください。
- 「解散する理由」欄には、当該法人を解散する理由を簡潔に記載してください。

#### 【様式9(大学等連携推進法人の公益認定の取消しについて(届出))】

- 和暦で届出年月日を記載してください。
- 「取消しを受けた理由」欄には、その理由を簡潔に記載してください。

#### 【様式10(大学等連携推進法人の認定の取消申請書)】

- O 和暦で取消申請年月日を記載してください。
- 「取消しの申請を行う理由」欄には、その理由を簡潔に記載してください。

## 【様式11(事業報告書等の提出について)】

- 和暦で提出年月日を記載してください。
- 提出書には、当該事業年度の以下の書類を添付してください。
  - 事業報告書
  - 貸借対照表及び損益計算書
  - ・監事の監査報告書
- O インターネットの利用により当該書類を公表している場合には、提出書に当該書類を公表しているホームページアドレスを記載することで添付を省略することができます。

#### 【様式12(事業計画書)】

- 様式例にある必要項目が記載されている場合は、任意様式でも構いません。また、各法人の裁量で記載項目を追加することも可能です。
- 和暦で年度、年月日を記載してください。
- O 事業計画書については、必ずしも公表を求めるものではありませんが、大学等連携推進法人及び社員となる大学の設置者がそれぞれ設置する大学等のステークホルダーを含めて広く社会一般に分かりやすい内容とすることが望まれます。
- 作成に当たって、字数の制限はありませんが、簡潔に分かりやすく作成すること が望まれます。
- O 2.(2)大学等連携推進業務関係については、一つの事業に特定の大学が参画する場合は、それが分かるように記載してください。
  - (例)○○事業【全大学】、○○事業【○○大学、○○大学】) 等
- O 連携開設科目を開設・実施する場合は、大学等連携推進方針に沿って開設されていることを記載するとともに、参考情報として、連携開設科目として開設(予定含む)する授業科目名及び当該科目を開設する大学名を記載してください。

なお、連携開設科目が多数の場合は、別添資料として添付することも差し支えありません。

○ 共同教育課程を編成・実施する場合も、上記に準じて記載してください。

#### 【様式13(事業報告書)】

- 様式例にある必要項目が記載されている場合は、任意様式でも構いません。また、 各法人の裁量で記載項目を追加することも可能です。
- 和暦で年度、年月日を記載してください。
- 事業報告書については、公表するものになりますので、大学等連携推進法人及び 社員となる大学の設置者がそれぞれ設置する大学等のステークホルダーを含めて、 その活動内容や状況等について広く社会一般に分かりやすい内容とすることが望ま れます。
- 作成に当たって、字数の制限はありませんが、簡潔に具体的かつ分かりやすく作 成することが望まれます。
- 〇 1.(7)事務局体制について、専任職員の場合は、「所属機関名及びその役職名」 欄には「専任職員」と記載してください。
- O 2. 活動概要には、事業全体の活動概要とともに、活動によって得られた成果や評価などについて記載してください。
- 〇 3.(2)大学等連携推進業務関係について、一つの事業に特定の大学が参画する場合は、それが分かるように記載してください。
  - (例)○○事業【全大学】、○○事業【○○大学、○○大学】) 等
- O 連携開設科目を開設・実施した場合は、大学等連携推進方針に沿って開設・実施されたことを記載するとともに、連携開設科目として開設した授業科目の一覧、簡潔な授業概要及び当該科目を開設する大学名とともに、大学別に履修学生数を記載してください。

なお、連携開設科目が多数の場合は、事業報告の内容を補足する附属明細書あるいは別添資料として添付することも差し支えありません。

- (例) ○科目 ○○について 【○大学】 履修○名(△大学)○名(□大学)
- O また、連携開設科目を開設・実施するために設けた大学間の協議の場(教学管理体制)の体制整備や質保証に向けた取組状況についても簡潔に記載してください。

なお、例えば、協議の場の組織図・構成員、会議開催状況、協議の内容、FD 活動など関連する資料等について別添資料として添付することも差し支えありません。

○ 共同教育課程を編成・実施した場合も、上記に準じて記載してください。

## 【作成の趣旨】

本資料は、大学等連携推進法人の認定等に関する規程(令和3年文部科学省告示第17号)(以下「認定規程」という。)に基づく大学等連携推進法人の認定を申請しようとする際の参考に資するために作成したものである。

そのため、本資料は、認定規程及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)等への適合を判定するための直接的な基準になるものではなく、このとおりに規定しなければ認定を受けられないというものでもない。

なお、法人法に定める一般社団法人の要件を満たすことが前提であり、各法人において定款を検 討するに当たっては、専門家にも相談した上で作成することが望まれる。

定款の定めの例	備考
一般社団法人〇〇定款	
第〇章 名称及び事務所	
(名称) 第〇条 この法人は、一般社団法人〇〇〇〇と称する。 (事務所)	<ul><li>・法人法上の必要的記載事項</li><li>・認定規程上の必須記載事項</li></ul>
第〇条 この法人は、主たる事務所を〇〇県〇〇市に置く。	・法人法上の必要的記載事項 ・認定規程上の必須記載事項
第〇章 目的及び事業	
(目的) 第〇条 この法人は、〇〇に関する大学等連携推進業務を行い、地域の大学等の緊密な連携の推進による教育研究水準の向上、大学の機能強化に資するとともに、地域の発展に寄与することを目的とする。	・法人法上の必要的記載事項 ・認定規程上の必須記載事項 ・この定款例では、認定規程上の用語 である「大学等連携推進業務」を用 いているが、その趣旨が分かるよ う記載することも可能。
<ul><li>(事業)</li><li>第〇条 この法人は、第〇条の目的を達成するため、次の事業を行う。</li><li>(1) ・・・・</li><li>(2) ・・・・</li></ul>	<ul><li>・法人法上の必要的記載事項</li><li>・認定規程上の必須記載事項</li><li>・認定規程第2条第2号に規定する 大学等連携推進業務に関する事項</li></ul>

2 この法人は、前項に掲げる業務のほか、〇〇に関する業 務を行う。 を掲げる。

#### 第〇章 社員

・この定款の定めの例では、法人法上 の用語である「社員」、「退社」等を 用いているが、各法人の実情に応 じて「会員」、「退会」などとするこ とも可能。

#### (法人の構成員)

- 第〇条 この法人は、この法人の目的に賛同する以下の法人 等であって、次条の規定により、この法人の社員となった 者をもって構成する。
  - (1) 大学を設置する法人。
  - (2) 大学を設置する法人以外の法人又は個人。

- 認定規程上の必須記載事項
- ・大学を設置する法人以外に、高等専門学校を設置する法人、国立研究開発法人、地方公共団体、民間企業等の大学の設置者以外の者を含めることも可能(認定規程第3条第1号)。

#### (社員資格の取得)

- 第〇条 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。
- 2 この法人の社員は、〇〇でなければならない。
- 法人法上の必要的記載事項
- ・例えば、社員総会の承認を得ることとすることも可能。
- ・社員に要件を設けることについて、 目的に照らし、不当に差別的な取 扱いをする条件その他の不当な条 件を付していない場合にのみ可能 (認定規程第3条第7号)。

# (経費の負担)

- 第〇条 社員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会の決議を経て別に定める会費を支払わなければならない。
- 2 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

#### (任意退社)

第〇条 社員は、理由を付して別に定める退社届を提出する ことにより、任意にいつでも退社することができる。 法人法上の必要的記載事項

#### (除名)

- 第〇条 社員が次のいずれかに該当する場合は、社員総会の 決議によって当該社員を除名することができる。
  - (1) この定款その他の規則に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

#### (社員資格の喪失)

- 第〇条 前2条のほか、社員は、次のいずれかに該当するに 至ったときは、その資格を喪失する。
  - (1)総社員が同意したとき。
  - (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。
  - (3) . . . .

#### 第〇章 社員総会

#### (構成)

第〇条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

#### (権限)

- 第〇条 社員総会は、次の事項について決議する。
  - (1) 社員の除名
  - (2) 理事及び監事(以下「役員」という。)の選任又は解任
  - (3) 役員の報酬等の基準
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 解散及び残余財産の処分
  - (7) その他法令又はこの定款で定められた事項

#### (開催)

第〇条 社員総会は、定時社員総会として毎年度〇月に1回 開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

法人法上の必要的記載事項

法人法上の必要的記載事項

- ・定時社員総会の招集時期について は、毎事業年度の終了後一定の時 期とあり、どの時期に招集するか の判断は当該一般社団法人に委ね られているが、3ヶ月以内に定時 総会を開催する必要がある。
- 毎事業年度終了後3月以内に事業

報告書等を文部科学大臣に提出しなければならない(認定規程第7条第1項)。

(招集)

- 第〇条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 理事会の決議に基づき代表理事が招集する。
- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

・総社員の議決権の10分の1以上が 必要とされるが、定款で5分の1 以下の割合を定めることも可能 (法人法第37条第1項)。

#### (議長)

第〇条 社員総会の議長は、

<例1>代表理事がこれに当たる。

<例2>当該社員総会において社員の中から選出する。

#### (議決権)

第〇条 社員総会における議決権は、

<例1>社員1名につき1個とする。

<例2>社員OOにつきO個、社員OOにつきO個とする。

- 認定規程上の必須記載事項
- ・定款で別段の定めをした場合を除 き、社員は各1個の議決権を有す る(法人法第48条第1項)。
- ・<例2>については、社員の議決権 に関する定款の定めが、①当該一 般社団法人の目的に照らし、不当 に差別的な取扱いをしないもので あること、②社員が当該一般社団 法人に対して提供した金銭その他 の財産の価額に応じて異なる取扱 いをしないものであることのいず れも満たす場合のみ可能(認定規 程第3条第8号)。

また、大学を設置する法人の有する議決権の合計が総社員の議決権 の過半数を占めていることに留意 (認定規程第3条第9号)。

#### (決議)

第〇条 社員総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を 除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出 席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 社員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散及び残余財産の処分
  - (5) その他法令で定められた事項

#### (議事録)

第〇条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、これを保存する。

第〇章 役員

#### (役員)

- 第〇条 この法人に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 〇名以上〇名以内
  - (2) 監事 〇名以上〇名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

認定規程上の必須記載事項

・総社員の議決権の3分の2以上が

必要とされているが、定款により

これを上回る割合を定めることも

可能(法人法第49条第2項)。

- ・法人法の名称と異なる通称名や略称を定款に使用する場合(例えば、代表理事を「理事長」と表記するような場合)には、法律上の名称と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを定款上明確にすることが必要。
- ・理事会を設置する場合には、理事3 名以上、監事1名以上置くことが 必要(法人法第65条第3項、法人 法第61条)。
- ・代表理事を1名置いているもの(認 定規程第3条第10号)。

#### (役員の選任)

- 第〇条 役員は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する
- 3 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねることができない。
- 4 役員を選任するに当たって、各役員について、その役
- 認定規程上の必須記載事項
- 認定規程第3条第12号。

員、その配偶者及び3親等内の親族その他各役員と特殊の 関係がある者が役員の総数の3分の1を超えてはならない。

#### (役員の職務及び権限)

- 第〇条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、 この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は、
- <例1>毎事業年度に3か月に1回以上、自己の職務の執行 の状況を理事会に報告しなければならない。
- <例2>毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己 の職務の執行の状況を理事会に報告しなければなら ない。
- 4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第〇条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までと する。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠により選任された役員の任期は、前任者の任期の満 了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第〇条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第〇条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

・法人法上は<例1>となるが、報告 の頻度については、定款で<例2 >とすることも可能(法人法第91 条第2項)。

#### (役員の報酬等)

#### 第〇条

- <例 1 > 役員に対して、社員総会において定める総額の範囲 内で、社員総会における別に定める報酬等の支給の 基準に従って算定した額を、報酬等として支給する ことができる。
- <例2>役員は、無報酬とする。ただし、費用の弁償を受けることができる。費用の弁償に関し必要な事項は、 理事会の決議によりこれを定める。

#### 第〇章 理事会

#### (構成)

- 第〇条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

#### (権限)

- 第〇条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の 職務を行う。
  - (1) この法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 代表理事の選定及び解職
  - (4) 00

# (招集)

- 第〇条 理事会は代表理事が招集する。
- 2 代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、各理事が理事会を招集する。

#### (議長)

- 第〇条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。
- 2 代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、理事の中から選出された理事が議長となる。

#### (決議)

第〇条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもっ

- 認定規程上の必須記載事項
- ・理事会を置いているもの(認定規程 第3条第11号)。

て行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときはこの限りではない。

#### (議事録)

第〇条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、これを保存する。

#### 第〇章 大学等連携推進評議会

#### (構成)

- 第〇条 この法人に大学等連携推進評議会を置く。
- 2 大学等連携推進評議会は、学識経験者、産業界関係者、 その他の関係者をもって構成する。
- 3 大学等連携推進評議会の定員は、〇名以内とする。
- 4 大学等連携推進評議会の構成員は、社員総会において、 第2項に掲げる者の中から選任する。

## (権限)

- 第〇条 大学等連携推進評議会は、この法人の業務の実施の 状況について、必要な意見を述べることができる。
- 2 この法人は、前項の意見を尊重するものとする。

#### (開催)

第〇条 大学等連携推進評議会は、毎年度1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

#### (招集)

第〇条 大学等連携推進評議会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

・大学等連携推進評議会の設置は任 意であるが、設置する場合の参考 として例示。

#### 第〇章 資産及び会計

#### (事業計画及び収支予算)

- 第〇条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、 毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、
- <例1>理事会の承認
- <例2>理事会の決議を経て、社員総会の承認 を受けなければならない。これを変更する場合も、同様と する。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度 が終了するまでの間備え置くものとする。

#### (事業報告及び決算)

- 第〇条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年 度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受 け、理事会の承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、事業報告、貸借対照表 及び損益計算書については、定時社員総会に提出し、事業 報告についてはその内容を報告し、その他の書類について は承認を受けなければならない。
- 3 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備 え置かなければならない。

- ・事業報告書等を文部科学大臣に提出するとともに、5年間公表しなければならない(認定規程第7条)。
- ・当該一般社団法人において、事業報告書、貸借対照表及び損益計算書、 監査報告書をインターネットのウェブサイトでも公表することが望ましい。

#### (剰余金)

第〇条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

・法人税法上の区分である「非営利型 一般社団法人」の要件を満たす場 合には記載が必要。

#### (事業年度)

第〇条 この法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年 〇月〇日に終わる。 法人法上の必要的記載事項

#### 第〇章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第〇条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

#### (解散)

第〇条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められ た事由により解散する。

#### (残余財産の処分)

第〇条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人の類似の事業を目的とする公益社団法人若しくは公益財団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

・法人税法上の区分である「非営利型 一般社団法人」の要件を満たす場 合には記載が必要。

#### 第〇章 委員会等

#### (委員会等)

- 第〇条 この法人に、事業の円滑な実施を図るため、委員会 等を設けることができる。
- 2 委員会等の設置及び運営に関する基本的な事項は、理事会の決議により別に定める。

# ・事業の継続性・安定性の観点から委 員会等について定めておくことが 望ましい。

・連携開設科目を開設し、実施するための協議の場(教学管理体制)などを想定。

#### 第〇章 事務局

#### (事務局及び職員)

- 第〇条 この法人の事務を処理するため、事務局及び必要な 職員を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の組織、運営その他必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

・事業の継続性・安定性の観点から事 務局について定めておくことが望 ましい。

#### 第〇章 公告の方法

#### (公告の方法)

第〇条 この法人の公告は、

<例1>官報に掲載する方法

<例2>OOにおいて発行するOO新聞に掲載する方法

<例3>電子公告

<例4>主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法 により行う。

<例3の場合>

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告を することができない場合は、<例1>又は<例2>により 行う。

第〇章 雑則

第〇条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

〇県〇市〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇

〇県〇市〇丁目〇番〇号 〇〇〇〇

2 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

代表理事 〇〇

理事 〇〇 〇〇 〇〇

監事 〇〇

附則

この定款は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

法人法上の必要的記載事項

・公告方法は<例>のいずれかを定めることができるが、定款に関わらず当該一般社団法人においてインターネットのウェブサイトでも公表することが望ましい。

法人法上の必要的記載事項

文部科学大臣 殿

# 法人の名称 代表理事名

# 大学等連携推進法人の認定申請書

大学等連携推進法人の認定等に関する規程(令和3年文部科学省告示第17号)に基づく認定を受けたいので、同規程第4条の規定に基づき申請します。

- 1. 一般社団法人の名称
- 2. 代表理事の氏名
- 3. 主たる事務所の所在地
- 4. 一般社団法人のホームページアドレス

	提出書類	添付有無	公表しているホームページアドレス
1	申請書		_
2	定款		
3	登記事項証明書		
4	社員の氏名又は名称及び住所を記載した書類		
5	役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類		
6	事業計画書		
7	収支予算書		
8	前事業年度末日(設立日)の貸借対照表		
9	大学等連携推進方針		
10	その他基準に適合することを証する書類		

## 大学等連携推進方針

年 月 日 一般社団法人〇〇

- 1. 大学を設置する社員の名称及びその法人が設置する大学名
- 2. 参加大学の教育研究活動等に関する連携の推進を図る意義に関する事項
- 3. 参加大学における教育研究活動等に関する連携の内容及びその目標に関する事項

## (連携開設科目を開設及び実施する場合)

- (1)連携開設科目の開設の内容及び目標
- (2)参加大学の役割分担

## (共同教育課程を編成及び実施する場合)

- (1) 共同教育課程の編成の内容及び目標
- (2)参加大学の役割分担
- 4. 一般社団法人が行う大学等連携推進業務に関する事項

## (大学の設置者以外の社員がいる場合)

5. 大学の設置者以外の社員が実施する参加大学の教育研究活動等に関する連携の推進に関する事項

# 様式3

# 社員の氏名又は名称及び住所を記載した書類

( 年 月 日現在) 氏名又は名称 住所 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

様式4

# 役員の氏名、生年月日及び住所等を記載した書類

			(	年 月	日現在)
	氏名	生年月日	住所	所属・役職名	代表 理事
理事					
監事					

# 大学等連携推進法人の認定等に関する規程 第3条各号に掲げる基準に適合することを証する書類

1. 大学等連携推進業務を行うことを主たる目的としていること。

%

2. 大学等連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること。

# (経理的基礎)

- ・財務基盤の明確化について
- ・経理処理・財産管理の適正性について

# (技術的能力)

・業務実施のための技術、専門的人材や設備等の能力の確保について

# 3. 社員等に対し特別の利益を与えないこと。

区分	社員等に対する利益供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用		有 • 無
金銭の貸付け		有 • 無
資産の譲渡		有 ・ 無
給与の支給		有 • 無
その他財産の 運用及び事業 の運営		有 • 無

# 4 社員の構成等

	法人名等	大学名等	議決権数		
			1)		
大学の設置者			2		
			3		
その他の社員			4		
その他の社員			\$		
総議決権数(①~⑤の	D合計)		6		
参加法人の議決権の権	<b>構成割合(第9号)</b>	[(1+2+3) / 6] > 0.5			

# 5. 各役員の親族等の割合が役員総数の3分の1を超えないこと。

	総数①	最も人数の多い親族等 のグループの人数②	親族等の割合 ②/①
理事	人		
監事		\ 	%

# 6. 認定規程第3条12号ロ、第13号イ及び口のいずれにも該当しないこと。

区分	事実の有無
役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
(1) 大学等連携推進法人がその認定を取り消された場合に おいて、その取消しの原因となった事実があった日以前 1年内に当該大学等連携推進法人の業務を行う理事であ った者でその取消しの日から5年を経過しないもの	有 • 無
(2) 学校教育法その他の教育又は研究に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	有 • 無
(3) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又 は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過 しない者	有 • 無
(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2 条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった 日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」とい う。)	有 • 無
認定規程第9条第2項の規定により大学等連携推進法人の認定を 取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの	有・無
暴力団員等がその事業活動を支配するもの	有 • 無

# 表明•確約書

文部科学大臣 殿

別添のとおり、当法人、当法人の役員及び社員は、現在及び将来にわたって、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを確認したので、表明、確約します。

- (1) 暴力団及び暴力団員
- (2) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する法人及び者
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

年 月 日

法人名

代表理事名

-			_	_
•	+	١.	브	- 1
	$\Lambda$	г	$\blacksquare$	
		Ι.		

氏名又は名称	該当の有無	確認日

# 【理事】

氏名	該当の有無	確認日

# 【監事】

氏名	該当の有無	確認日

文部科学大臣 殿

# 法 人 名 代表理事名

# 大学等連携推進法人に係る変更届

大学等連携推進法人の認定等に関する規程(令和3年文部科学省告示第17号)第6条 第1項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

	該当する項目の番号を○で囲むこと 1 名称及び代表理事の氏名の変更				
	2 主たる事務所の所在地の変更				
届出事由	3 大学等連携推進方針の変更				
	4 社員及び参加法人が設置する大	・学の変更			
	5 大学等連携推進業務に係る定款の変更				
	新	旧			
変更内容 ※変更する事項 ごとに新旧を作 成					
変更理由					
変更年月日	年 月	日			
ホームページアドレス					

文部科学大臣 殿

法 人 名 代表理事名

大学等連携推進法人の解散について (届出)

大学等連携推進法人の認定等に関する規程(令和3年文部科学省告示第17号)第6条 第2項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

解散する理由					
解散(予定)日	年	月	日		

文部科学大臣 殿

法 人 名 代表理事名

大学等連携推進法人の公益認定の取消しについて(届出)

大学等連携推進法人の認定等に関する規程(令和3年文部科学省告示第17号)第6条 第3項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

取消を受けた理由					
取消を受けた日	年	月	目		

文部科学大臣 殿

法 人 名 代表理事名

大学等連携推進法人の認定の取消申請書

大学等連携推進法人の認定等に関する規程(令和3年文部科学省告示第17号)第9条 第1項第2号の規定に基づき、下記のとおり申請します。

取消しの申請を行う理由

文部科学大臣 殿

法 人 名 代表理事名

# 事業報告書等の提出について

大学等連携推進法人の認定等に関する規程(令和3年文部科学省告示第17号)第7条の規定に基づき、下記の書類を提出します。

提出書類	添付の有無	公表しているホームページアドレス
事業報告書		
貸借対照表及び損益計算書		
監事の監査報告書		

様式12

(様式例)

# 年度 事業計画書

自: 年 月 日

至: 年 月 日

一般社団法人 〇〇

<u>1. 事業の目的</u>
2. 事業の計画
<u> </u>
(i)会議・委員会の開催
(1) 云戚 安貞云の所催
(") 00
( ii ) OO
<u>(2)大学等連携推進業務関係</u>
(i)教育面に関すること
(連携開設科目の開設・実施を計画する場合)
(共同教育課程の編成・実施を計画する場合)
(六川教育課性の構成・大心を計画する場合)
/ ::
(ii )研究面に関すること
(iii)大学運営等に関すること
<u>(3)その他</u>

様式13

(様式例)

# 年度 事業報告書

自: 年 月 日

至: 年 月 日

一般社団法人 〇〇

# 1. 法人の概要

(1)	一般社団法人の名称
	一般社団法人〇〇〇〇

- (2)事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇
- (3)一般社団法人設立年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
- (4) 大学等連携推進法人の認定を受けた年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

# (5) 社員の構成

1236-2 11770	
名称	(設置者が設置する大学名)

# (6)役員の構成

職名	氏名	所属機関名及びその役職名
代表理事		
理事		
同		
同		
同		
監事		
同		

# (7) 事務局体制

役職	氏名	所属機関名及びその役職名

<u>2. 活動概要</u>
3. 事業の活動状況
<u>(1)法人運営関係</u>
(i)会議・委員会の開催
(ii) OO
(2)大学等連携推進業務関係
(i)教育面に関すること
(1) 教育圖[[
(連携開設科目を開設・実施した場合)
(生活用政行口を開政・天旭した物口/
(共同教务部和大领武、中长工大组人)
(共同教育課程を編成・実施した場合)
/ 3: ) 研究等に関すること
(ii )研究面に関すること
/···\ _ <del> </del>
(iii)大学運営等に関すること
(a) 7 a lib
<u>(3)その他</u>
<u>4.監査状況等</u>
/: \ <del>业</del> 邓氏 <del>木</del>
(i)業務監査
/ !! \ A =   E6 +
(ii )会計監査

5. その他